

家庭ごみ収集運搬業務委託の入札参加資格審査申請について

中播北部行政事務組合では、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間で委託期間とします神河町及び市川町の一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託の一般競争入札を行います。

この入札に参加を希望される方は、事前に入札参加資格審査申請手続きを行い、審査を受ける必要があります。

次の要件を満たす入札参加を希望される方は、申請手続きを行い、入札参加資格審査を受けてください。

1 要件

- (1) 一般廃棄物（家庭ごみ）の収集運搬業務を適格に行う能力及び機動力を有すること。
- (2) 一般財団法人日本環境衛生センターが実施する一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習の修了証を取得していること。ただし、未取得の場合は、令和6年1月末までに前記講習の修了証を取得することを条件に可とします。
- (3) 神河町もしくは市川町に本店もしくは支店を有する法人であること。
- (4) 事業開始時に12名以上の従業員及び事務員1名を雇用できること。
- (5) 事業開始時に中型自動車免許もしくは中型自動車8トン限定免許（2007年改正道路交通法施行前の普通自動車運転免許）の取得者が6名以上いること。なお、オートマチック車限定免許は不可とします。
- (6) 従業員に対して社会保険、損害保険等に加入すること。
- (7) その他、入札参加資格審査申請書作成要領に記載する事項を満たしていること。

2 申請書の様式

- (1) 申請書は、中播北部行政事務組合の指定の様式とします。
- (2) 申請書は、中播北部行政事務組合にて配布します。

3 申請書の提出及び受付期間

- (1) 申請書は、中播北部行政事務組合へ持参してください。（郵送による提出は不可。）
- (2) 受付期間は、令和5年12月1日から令和5年12月28日まで（土曜日及び日曜日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

4 問合せ先

中播北部行政事務組合

〒679-2415 神崎郡神河町福本1247番地の60

電話 0790-32-2888